島根県認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価・外部評価実施要領

第１ 目的

この要領は、本県における指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が自ら提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第２ 自己評価及び外部評価について

１　「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）は、すべての認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。以下同じ。）の事業者が常に遵守しなければならない最低水準の基準であり、市町村の指導監督や立入調査において遵守状況の点検がなされること。

２ 自己評価及び外部評価は、事業者が地域密着型サービス指定基準の第９７条第７項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第８６条第２項に規定されたものであるが、自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導しその内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることをねらいとするものである。

３ 事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービス質の改善を常に図ることが、指定基準により義務づけられているので利用者に対しサービスを提供するに当たって、全ての介護従業者に対し、十分に意識付けを図ること。

第３ 自己評価及び外部評価の実施回数

１　事業者は、その事業所ごとに原則として少なくとも年に１回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

２　事業所のうち、過去に外部評価を５年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、第１項の規定にかかわらず、外部評価の実施回数を２年に１回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「５年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

（１）　別紙４の「１　自己評価及び外部評価結果」及び「２　目標達成計画」を市町村に提出していること。

（２）　運営推進会議が、過去１年間に６回以上開催されていること。

（３）　運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が原則出席していること。

（４）　別紙４の「１　自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の２、３、４、６の実践状況（外部評価）が適切であること。

３　前項の適用を希望する事業者は、外部評価を実施しないこととしたい年度の４月１５日又は外部評価の公表日から１４日を経過した日のいずれか遅い日までに、外部評価実施回数特例適用申出書（第１号様式）を県に申し出なければならない。

４　県は、申出のあった当該事業所の指定及び監督を行っている市町村に対して、要領第３第２項の適用について、同意の有無を外部評価実施回数特例適用協議書（第２号様式）により協議する。

５　市町村は、第４項の協議があったときは、外部評価実施回数特例適用回答書（第３号様式）により回答するものとする。

６　県は、第５項の回答に基づき、申出のあった事業所に対して、外部評価実施回数特例適用通知書（第４号様式）により要領第３第２項の適用の可否を通知すると共に、市町村に対してその結果を通知する。

７　事業者は、申出により当該事業所が外部評価を行わない年は、自主的な自己評価等の取組みによりサービスの質の向上に努めなければならない。

８　事業者は、外部評価を行わないこととした年度の次の年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、その翌年度の外部評価を行わないことを希望する場合には、再度、第３項の申出をしなければならない。

９　県は、第６項の通知後に、当該事業所が第２項の要件を満たしていないことが判明した場合には、通知を取消すことができる。

第４ 自己評価の実施

事業者は、別紙１により自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従事者と協議して実施するものとする。

第５ 評価機関

１　外部評価は、県が外部評価を適切に実施する能力があると認めて選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

２　評価機関の具体的な要件及び選定手続き等については、別紙２の１のとおりとする。

３　評価調査員が受講する研修については、別紙２の２のとおりとする。

４　評価機関は、別紙３の１のひな形に基づき外部評価業務実施要領を定めるものとする。

第６ 外部評価の手続き

（１）　事業者が外部評価を受けようとするときは、県が選定した評価機関に申し込むものとする。

（２）　事業者は、評価機関に申し込んだ後、当該機関との間で業務委託契約（参考例：別紙３の２）を締結し、その契約に基づき当該機関に対して評価手数料を支払うものとする。

（３）　評価機関は、外部評価業務実施要領及び事業者と締結した評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

第７ 外部評価の内容

外部評価は、評価機関の委嘱する複数の評価調査員により実施された次に掲げる調査の結果を総合した上で、評価機関が評価結果を決定する。

（１）書面調査

書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

①　現況調査

評価を受ける事業者から、次の文書の送付を受けることにより行う。

イ　事業所の運営概要が分かる書類

ロ　事業所のサービス提供概要が分かる書類

②　自己評価調査

評価を受ける事業者から、別紙４の「１　自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く）について記した文書の送付を受けることにより行う。なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について各ユニットごとに作成したもの

③　利用者家族調査

評価機関は、原則として、すべての利用者の家族を対象として、県が別に定めるもの（様式１）によるアンケート調査を行う。

④　その他必要と認める書類

（２）訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

①　訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、県が別に定める外部評価項目（別紙１）についての調査を行うことにより実施する。

②　訪問調査の実施は原則として１日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

③　所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

第８ 評価結果の決定等

評価結果の決定等は、次により行うものとする。

（１）　評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により別紙４の「１　自己評価及び外部評価結果」を作成するものとする。

（２）　評価機関は（１）の評価結果をふまえて当機関としての評価結果を決定する。

（３）　評価機関は、当機関としての評価結果を決定したときは、（２）の評価結果を事業者に通知するものとする。

第９ 評価結果の公表

１　評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」を利用して、別紙４の「１　自己評価及び外部評価の結果」及び「２　目標達成計画」（以下「評価結果等」という。）を公開するものとする。

２　事業者は、評価結果等を次の方法で公表するものとする。

（１）　利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。

（２）　事業所の見やすい場所への掲示や自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により広く開示すること。

（３）　利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うこと。

（４）　指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。

この場合の市町村とは、事業所が所在する市町村に限らず、平成１８年４月１日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。

（５）　評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。また併せて別紙４の「３　サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明すること。

３　事業所が所在する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

第１０　書類の保存期間

事業者は、評価機関から評価結果の通知を受けた日から２年間評価結果を保存するものとする。

第１１　守秘義務等

１　評価機関は、外部評価の際に知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。

２　１の規定にかかわらず、訪問調査等において、緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村及び県の担当部局に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成１９年３月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要領を施行するために必要な要領第５の選定手続は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

（島根県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領の廃止）

３　島根県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領（平成１７年２月１日、高第９３５号）（以下「旧要領という」）は廃止する。

（島根県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領廃止に伴う経過措置）

４　この要領の施行の際、その評価結果が公表されていない旧要領第１の外部評価については、この要領の施行後も、なお、その効力を有する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年６月１８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和５年３月２７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。